

30中健予第1267号  
平成30年9月27日

中野区自殺対策審議会会長 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区自殺対策審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

## 記

### 1 諮問事項

(仮称)中野区自殺対策計画の策定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

### 2 諮問理由

平成28年4月に改正された自殺対策基本法第13条の規定により、全ての都道府県及び区市町村は「自殺対策計画」を定めることが義務付けられました。区市町村の計画は都道府県の計画を踏まえて策定することとされており、平成29年7月に改正された国の大綱に基づき平成30年6月に公表された東京都の計画を踏まえて、中野区も速やかに計画を策定しなければなりません。

区はこれまでも様々な自殺対策の施策に取り組んできましたが、さらに自殺対策を全区的な取り組みとして推進するため、様々な視点や考え方を多くの関係団体の皆様から幅広く聴取し、それらの計画への反映を図るとともに、総合的、専門的な視点から、自殺対策審議会でのご審議をお願いするものです

ついては、以上の趣旨を踏まえ、(仮称)中野区自殺対策計画の策定にあたっての基本的考え方と、盛り込むべき事項等について、ご審議をお願いいたします。